

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第1節 市民協働・地域コミュニティ			責任者	所属	協働推進課			
基本施策	市民協働・地域コミュニティ			総合計画書記載ページ	p 212-221			(記入者)	氏名	小松 浩			
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが、それぞれの能力を生かし、支え合い、つながり合いながらまちづくりに参加して、自分たちのまちに愛着と誇りを持って暮らしています。 ●市民と行政が、それぞれの責任と役割を認識し、対等な立場で連携、分担、協働によるまちづくりが進められています。 ●地域住民相互の信頼関係の下、それぞれの地域が課題解決のために自ら考え、自ら行動し、活気のある地域づくりを進めています。 			基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	市民参加の手続き、方法、その公表など市民参加及び協働についての基本的な事項を定め、協働によるまちづくりを推進することを目的として、岩倉市市民参加条例を制定した。地域コミュニティについては、各行政区への区育成補助金に、世帯割に加えて行政区が行う事業について事業費割を新たに設け地域の交流や親睦への支援を実施した。また、各行政区等に設置されている公会堂等施設の改修・修繕等を実施した。								
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠	
					年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H27
	市民活動に参加している市民の割合			%	H20	10.9	-	-	16.3	-	-	13.0	15.0
計画段階からの市政への市民参画に満足している市民の割合			%	H20	73.0	-	-	74.4	-	-	75.0	77.0	・市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題				今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）				
個別施策の名称	個別施策の内容												
(1) 市民活動・市民協働の活性化	市民活動支援センター登録団体数	- (H21)	200 団体	206 団体	212 団体	50 団体						○	
	市内のNPO 法人数	9 団体 (H21)	14 団体	13 団体	13 団体	12 団体							
① 市民活動・交流拠点の充実	市民活動団体が気軽に集え、情報交換などができる場として、市民活動支援センターの機能の充実を図ります。						市民活動支援センターの印刷機の無料利用の実施や機材の充実を図っている。多くの市民活動団体が気軽に集え情報交換ができ、職員、市民活動支援センター職員及び市民活動団体の繋がりができるような取組として、登録団体全体会を月1回実施している。また、職員の連携を密にするため、情報ネットワークを市民活動支援センターに新設した。		市民活動支援センターの作業室に設置している印刷機等やサーバ等も設置後6年が経過し、機器の更新等について検討が必要である。		市民活動支援センターの機能充実を図っていく。		○
② 市民活動情報の受発信と相互交流機会の充実	市民、市民活動団体等の連携支援を図るために、情報通信機器の利活用などにより、市民活動支援センターを拠点とした市民活動のネットワーク化を図ります。また、市民活動への参加機会の拡大をめざし、市民活動団体、ボランティア団体やNPO法人等の活動を紹介する場と団体が相互に交流できる機会を設けます。						市民活動情報を掲載した情報誌かわらばんの発行やホームページ、SNS、映像配信により情報提供を行っている。市民活動への参加機会の拡大のための取組として、65歳の集い、市民プラザまつりを実施し、活動紹介や交流会を設けている。平成27年度のプラザまつりは参加者を増やすため新たな企画を導入し800人の参加となった。平成26年度から市民活動団体、社会福祉協議会、行政が円卓会議を実施し、平成27年6月からまちづくりネットワーク事業の運営を開始した。		ホームページ、SNS、映像配信に必要な情報通信機器も設置から6年が経過しているため、検討が必要である。65歳の集いの参加者数が伸び悩んでいるため、見直しが必要である。		情報通信機器等の更新について検討していく。市民活動支援センター主催のイベントについては魅力あるイベントとなるよう充実を図っていく。		○
③ 市民意識の向上とNPO等の市民活動組織の養成	広報紙やホームページ、まちづくり講座などの開催を通じて、市民活動・市民協働に関する市民意識の啓発・向上を図ります。また、NPO法人の設立支援などを行うことにより、公益的な市民活動組織の養成に努めます。						広報紙で定期的に協働のまちづくりコーナーを掲載するなど、市民活動・協働に関する意識の啓発・周知等を行うとともに、市民活動相談は市民活動支援センターの通常の業務として実施している。		NPO法人の設立支援については、県の担当部署の紹介や手続きについての簡易な説明にとどまっているのが現状である。		市民活動・市民協働について、さらなる啓発・周知を図っていく。		○
④ 市民活動助成制度の創設	公益的な市民活動の自立的発展を促進するために、団体の活動段階に応じた助成制度や市民の自由で創造的な発想による提案公募型補助事業などの導入を図ります。						平成23年度の市制40周年記念事業による市民活動団体への助成をきっかけに、平成24年度から市民活動助成金制度を創設し支援を行っている。平成27年度については市民活動団体等の意見を参考とし、市民活動団体が助成金の申請について分かりやすく利用しやすいものとした。また、市民参加条例に政策提案制度を市民参加の手続きとして規定した。		市民活動の継続のため助成する期間など検討する必要がある。		政策提案制度を活用し市民活動の充実を図る。また、市民活動助成金制度についても新たな運用について研究していく。		◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容										
⑤市民との協働ルールの確立	市民、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を明確にし、協働によるまちづくりを推進していくために、市民と行政との協働ルールの策定をめざします。						平成23年度に岩倉市市民協働ルールブックを策定、平成24年度に岩倉市自治基本条例を制定、平成26年度から市民参加条例の制定に向け市民参加条例検討委員会で検討を行い、平成27年度にはシンポジウム、パブリックコメント等での意見を踏まえて、平成28年3月議会で岩倉市市民参加条例を制定した。		執行機関側での運用方法の確立や職員や市民への周知が必要である。	市民参加条例の市民への十分な周知活動及び職員への周知等のため、研修を実施していく。	◎
(2) 地域コミュニティの強化	身近な地域活動が盛んであると感じている市民の割合	31.4% (H22)	-	29.8%	-	33.0%					○
	地域自治リーダー養成講座受講者数	- (H22)	-	30人	-	150人					
① 地域自治組織関連施設の充実	各行政区等に設置されている地域集会所や学習等共同利用施設、公会堂等を地域活動や市民活動の場として有効利用を図るため、各行政区等の協力を得て利用しやすい施設運営を促進します。また、施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等に対して支援を行います。						指定管理者制度等により市民が利用しやすい施設運営を促進するとともに、各行政区の要望に応じて施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等に対して支援を行っている。		地域活動では利用されているもの、市民活動の場としては、有効利用できていない。	市民活動の場としての認知度の向上及び効率的な運用を検討していく。	○
② 地域コミュニティ組織の情報発信の強化支援	各行政区等の地域自治活動への支援と地域住民の参加促進及び地域間の連携を図るために、市民活動支援センターを拠点とした情報発信や情報通信機器を利用した活動を支援します。						市民活動支援センターにおいて、行政区の会計管理ソフトの提供や印刷機の無料利用による支援を行っている。また、市民活動支援センターの利用促進のため各行政区長に説明等を行った。		市民活動支援センターから行政区に関する情報提供等が少ない。	行政区の情報を効率的に吸収する方法を研究していく。	○
③ 地域コミュニティ活動・組織の活性化	地域コミュニティの活動と組織の活性化を図るため、地域の防災・防犯活動や福祉・保健活動など地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成・支援の充実や、地域コミュニティのリーダーとなる人材育成などを進めます。また、市民参加により地域コミュニティ運用マニュアルを作成するなど、市民のコミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ組織への加入促進の支援に努めます。						行政区等で管理されている施設や事業に必要な経費に対し、区育成補助金を交付している。平成27年度には区育成助成金に事業費割を新たに設け、地域での交流・親睦活動への支援を実施した。		地域に合ったコミュニティのあり方について研究する必要がある。	地域に合ったコミュニティのあり方や地域コミュニティに対する支援を今後研究していく。	○
(3) 市民参加機会の拡大	市民参加により策定される個別計画の割合	- (H21)	57.1%	54.5%	-	60.0%					○
① 自治基本条例等の制定	自治体運営の基本的なあり方を市民と協働で考え、市民自治を実現するためのルールとなる自治基本条例の制定及び市民参加や市民協働等を推進するための各種個別条例の制定を検討します。						平成23年度に岩倉市市民協働ルールブックを策定、平成24年度に岩倉市自治基本条例を制定、平成26年度から市民参加条例の制定に向け市民参加条例検討委員会で検討を行い、平成27年度にはシンポジウム、パブリックコメント等での意見を踏まえて、平成28年3月議会で岩倉市市民参加条例を制定した。		制定していない個別条例がある。	制定していない個別条例について、引き続き検討していく。	◎
② 企画・計画段階からの市民参加機会の充実	審議会や委員会等、市民の参加機会を拡大するとともに、無作為抽出により参加者を募るなど、多様な市民参加機会の創出と参加意識の高揚に努めます。						市民参加条例において、市民参加の手段として審議会等の設置、アンケートの実施、意見交換会・市民公聴会・市民討議会の開催、パブリックコメント手続の実施、政策提案制度及び市民委員登録制度を規定した。		執行機関側での運用方法の確立や職員や市民への周知が必要である。	市民参加条例の市民への十分な周知活動及び職員への周知等のため、研修を実施していく。	○
② 各種計画策定時における市民意見の反映	「広報・広聴」の再掲 (P233)										

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩むひらかれたまち			節	第2節 男女共同参画			責任者	所属	生涯学習課			
基本施策	男女共同参画			総合計画書記載ページ	p 222-224			(記入者)	氏名	竹井 鉄次			
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●男性も女性も、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が実現しています。 ●家庭においても社会の中でも固定的な性別役割分担意識がなくなり、男女の人権が尊重されています。 			基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画行政推進会議及び懇話会を開催し、岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を検証した。検証結果をもとに計画の推進にあたっての問題点等を共有し、それらの改善に取り組むことで男女共同参画社会形成の推進を図った。 ・生涯学習講座の開催等による男女共同参画意識の啓発や相談窓口などの情報提供を実施した。 ・働く男女が共に活躍できる環境づくりに取り組んでおり、女性職員や委員会等での女性の割合が少しずつではあるが上がってきており、積極的に女性を登用していく意識が浸透してきている。 ・保育・介護サービスについて、市民への周知ができています。 								
目標値	基本成果指標		単位		基準値		現状値			目標値		算出根拠	
	男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合		%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	・市民意向調査による
				H20	80.3%	-	-	80.9	-	-	83.0	85.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 市民参加による男女共同参画社会の推進										○	
① 市民参加による男女共同参画社会の推進	男女共同参画基本計画に基づく個別施策の進捗状況を検証する市民参加の男女共同参画懇話会を設置するなどの取組を通じて、男女共同参画社会形成の推進を図ります。						岩倉市男女共同参画基本計画の推進のため、市職員で構成される男女共同参画行政推進会議及び市民・有識者で構成される男女共同参画懇話会を開催し、個別施策の進捗状況について検証した。		男女共同参画の推進は、行政全般に渡る内容であり、各担当課において男女共同参画に対する理解を深めていく必要がある。	引き続き男女共同参画基本計画を推進していく。	○
(2) 男女共同参画の意識啓発等	男女共同参画に関する講座・イベント参加者数	180人 (H21)	92人	256人	77人	300人				○	
① 男女共同参画意識の啓発	男女共同参画に対する理解促進を図るため、広報紙やホームページによる啓発を推進するとともに、学校等との協力や男女共同参画セミナーなどを通して、幼少期から高齢者まで人権教育を含む男女共同参画についての教育や講座を実施します。						生涯学習講座として男女共同参画セミナーを開催し、男女共同参画意識の啓発に努めた。国や県、関係機関から送付される啓発資料を活用し、情報提供するなど啓発に努めた。		セミナー・講座などの参加者は高齢者、女性が多く男性の参加をどのように増やすかが課題である。	開催日や開催時間を工夫し提供することで、少しでも参加しやすい講座を企画する。	○
② 相談体制・情報提供の充実	女性に対する暴力の根絶に向けて、また、性差や人権に関する相談に対応するため、県の関係機関と連携を図り、的確な情報収集と相談窓口の紹介などに努めます。						女性に対する暴力の根絶、性差や人権に関する相談に対応するため、県の関係機関と連携を取り、的確な情報収集と相談窓口の紹介に努めた。被害者支援相談窓口や支援活動実施団体のパンフレット配布やDV被害相談の実施のほか、児童虐待、高齢者虐待などの対応に努めた。		犯罪被害者が被害を相談することができず泣き寝入りすることもあるため、相談し易い環境を整備する必要がある。被害者保護のため部署の枠を越えた連携が必要である。	関係機関と連携を強化してより適切に対応できるように努める。	○
(3) 多様な機会における男女共同参画の推進	審議会等への女性登用率	27.0% (H21)	28.2%	28.9%	29.1%	32.0%				○	
① 審議会などへの女性の参画の拡大	女性の声を市政に反映させるため、市の様々な審議会や行政委員会などの女性委員登用率を向上させます。						男女共同参画行政推進会議などの場を通して女性の登用を促した。また、各部署においても委員等を委嘱する際には、女性委員の割合を意識して委嘱されている。		審議会の内容によっては専門性が必要なものもあり、裁量により女性を登用することが困難である。	今後も各種委員の登用の際には、積極的に女性を登用するよう各部署に対して啓発に努める。	○
② 職場における男女共同参画の促進	本市において女性の採用、登用、職域の拡大に努めます。また、就労における男女格差の是正、女性の就労機会の拡大に向けて、男女共に働きやすい職場環境づくりについて広く啓発します。						女性職員を民間企業等の研修に派遣するなど能力開発の支援を行った。愛知県、周辺市町及び商工会議所・商工会と連携し、就職フェア・若年者就職相談窓口・創業支援セミナーを開催し、就職支援及び創業支援を実施した。		事業所に向けた周知啓発について、検討が必要である。	職場環境づくりの啓発についてよりよい方法を検討していく。	○
③ 家庭生活・地域生活における男女共同参画の促進	家庭において男女が共に家事・育児や介護・看護を担うことができるよう、特に男性を対象にした講座やイベントの開催等に努めます。また、地域活動への女性リ						生涯学習講座で男女共同参画セミナーと男性向けの料理講座を開催した。		若い男性の参加が少ないため、講座の企画及びPR方法に工夫が必要である。	男性が参加しやすい企画やPR方法を検討する。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
進	ーダーの登用、地域ボランティア活動への男女バランスのとれた参加促進に努めます。						女性リーダーの育成のため、婦人会から推薦された方を女性指導者研修会に派遣した。 愛知県において開催された男女共同参画人材育成セミナー受講者フォローアップ講座の情報提供を行い、2名が参加した。	地域コミュニティにおいては、女性の一層の活躍が必要とされており、研修などへの参加により、地域活動の担い手となる指導者の資質向上や育成に努めているが、研修期間が長いものなどは参加が難しい。		
④ 社会参加を支える制度等の周知・啓発	働く男女が仕事と家事・育児、介護・看護などを両立できるよう、保育・介護サービスの周知を図り、育児休業・介護休業制度の活用を啓発します。						「いわくら子育て情報」により、複数の部署が実施する保育・育児サービスをまとめて、赤ちゃん訪問事業などで提供した。パパママセミナーや子ども救命講習会を日曜に開催し、働く親も参加できるように努めた。 「介護保険利用のてびき」を作成・配布して介護サービスの周知に努めた。	育児休業等を利用しやすい雰囲気づくりや職場の理解が必要である。	今後も制度の活用を啓発するように努める。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第3節 国際交流・多文化共生			責任者	所属	協働推進課				
基本施策	国際交流・多文化共生			総合計画書記載ページ	p 225-227			(記入者)	氏名	小松 浩				
施策がめざす 将来の姿	●市民レベルの国際交流が活発に行われ、様々な国や地域の文化、習慣などにふれる機会が充実しています。			基本施策 の実施状況・成果 [総括的評価]	・岩倉市国際交流協会の活動を支援したことにより、様々なイベントが開催され、国際交流活動の推進が図られた。中学生海外派遣事業によりモンゴルへ中学生を派遣し、文化風習に触れ、国際感覚を養うとともに、派遣生徒による体験講演会を開催した。また、国際交流員事業は、交流員による講演を岩倉総合高校、さくらの家などで実施し、各種交流イベント等への参加、中学校での英語指導助手、小学校や児童館での国際理解教育、広報紙への国際理解関連記事の掲載、通訳翻訳業務を行った。さらに、新事業とし人が集う花見会やクリスマスパーティーを岩倉市国際交流協会と協働して実施した。 ・広報紙で外国人向けの市政情報掲載、外国人サポート職員による外国人支援、国際交流協会主催の各種イベントを通じた住民間の交流促進を実施できた。									
	●多文化共生に対する関心と理解が高まり、日本人と外国人がともに地域活動を行っています。													
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠		
	国際交流や外国人との共生に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H27	H32
					H21	80.4	-	-	-	84.1	-	85.0	90.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 国際交流の促進	中学生海外派遣生徒数	14人(H21)	14人	14人	14人	14人					○
① 草の根の国際交流活動の促進	草の根の国際交流を進めるため、広く市民が参加する国際交流に関する講座やイベント、ホームステイ、海外地域への訪問団派遣など、岩倉市国際交流協会等の国際交流団体の活動を積極的に支援します。						国際交流団体である岩倉市国際交流協会の活動を支援し、様々な交流イベントを開催した。		国際交流活動に、多くの市民が参加し、活性化するための方法について検討が必要である。	国際交流に関するイベントの内容や周知方法などを検討し、参加人数を増やすよう検討する。	○
② 国際理解教育の充実	国際交流員による小中学校での活動や異文化体験の貴重な機会となる中学生海外派遣事業の継続によって、子どもたちを対象にした学校における国際理解教育を推進します。また、岩倉市国際交流協会等による講座やセミナー開催支援や地域で開催される各種行事等への国際交流員の積極的な参加促進を通じて、地域における国際理解教育の充実に努めます。						中学生海外派遣事業によりモンゴルへ中学生を派遣し、文化風習に触れ、国際感覚を養った生徒による体験講演会を開催した。 国際交流員による中学校での英語指導助手、小学校・児童館での国際理解教育、広報紙への国際理解関連記事の掲載、岩倉総合高校、さくらの家、熟年さわやかセミナー等での講演会、通訳翻訳業務等を行った。また、国際交流協会と協働で新事業とし人が集う花見会やクリスマスパーティーを開催し、様々な交流イベントに企画段階から関わり積極的に支援した。		国際理解に関する講演の機会を増やし、一般の市民に対し国際理解を深める機会の充実を図ることが必要。	国際交流員の活動を継続して実施していくと共にその活動を広く周知する。	◎
(2) 多文化共生の推進	地域・事業者・外国人等との懇談会開催数	-	-	-	-	2回					○
① 在住外国人の生活環境整備	外国人が日常生活に不安を覚えない暮らしやすい環境づくりのため、外国人にわかりやすい案内看板等を整備するとともに、外国語による市政情報のパンフレット作成などにより生活情報や制度の周知を図ります。また、外国人サポート事業を充実するとともに、岩倉市国際交流協会が開催する日本語教室や健康相談を支援するなど、在住外国人の生活支援に努めます。						ホームページに翻訳サービスを導入し、市政情報を外国人にも理解しやすいかたちで情報を提供している。 また、MAP&GUIDE（外国語版）を庁舎内に配置するなど外国人に配慮した生活情報の提供に努めた。		各課において外国語版の説明文書などが管理されており、ホームページや広報に外国人に向けた多言語の情報がすべて集約されていない。	ホームページ等の外国語による市政情報の内容の充実を図り情報の運用管理方法を検討する。	○
② 在住外国人の生活支援	言葉や生活習慣の違いから生じる問題を解決するため、外国人サポート事業を充実するとともに、岩倉市国際交流協会が開催する日本語教室や健康相談を支援するなど、在住外国人の生活支援に努めます。						国際交流員及び外国人サポート職員 2名による行政のパンフレット等の翻訳作業を進め、多言語化に努めた。 平成27年度に県の支援をによる、日本語教室実践講座を開催し、日本語ひろばの活動の振り返りや今後のあり方について検討する機会を設けた。		国際交流協会の行うイベントの周知方法を強化する必要がある。	引き続き関係機関相互の連携を図り国際交流協会と協力しながら有効なイベントの周知方法を検討する。	○
③ 在住外国人の地域社会への参画促進	地域コミュニティと連携して、日本の文化・習慣等に関する在住外国人の理解を深めるための交流イベントの開催やまちづくりを日本人と在住外国人との協働によって促進します。						岩倉市国際交流協会主催の交流イベントを、日本人スタッフと在住外国人の運営により開催することができた。また、市民活動団体等の活動に国際交流員が積極的に参加し、多文化共生についての意識啓発に努めた。		イベントなどに参加する人も限られ、日本の文化・習慣への在住外国人の理解を深めることが困難である。	日本の文化・習慣への在住外国人の理解を深めるため、交流イベントへの参加を促進する周知方法について検討する。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
④ 在住外国人の自治意識の高揚	多文化共生に関わる様々な問題を外国人同士のつながりの中で、ある程度解決していけるようにするため、在住外国人の自治意識の高揚に努めます。また、在住外国人向けの地域懇談会を充実するなど、リーダーとなる在住外国人を育成し、行政区等への参加促進を図ります。						国際交流協会事業の日本語ひろばや各種イベントにおいて、在住外国人とのつながりを築いていくことで、自治意識の高揚や行政区についての理解を高められるよう働きかけを行った。		イベントなどに参加する人も限られ、日本の文化・習慣への在住外国人の理解を深めることが困難である。	自治意識の高揚につなげるため、在住外国人が参加しやすい内容のイベントや周知方法について検討する。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち				節	第4節 平和行政の推進				責任者	所属	秘書企画課		
基本施策	平和行政の推進				総合計画書記載ページ	p 228-230				(記入者)	氏名	佐野 剛		
施策がめざす将来の姿	●被爆や戦争体験などの話や資料を絶やすことなく次世代へ受け継ぎ、だれもが平和を大切にしています。				基本施策 の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度は、戦後70年及び岩倉市核兵器廃絶平和都市宣言から20年を迎える節目の年であったことから、これまで継続して行っていた核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨の普及や、平和祈念戦没者追悼式に加え、被爆樹木の苗木の植樹や平和に関するポスターの募集・展示など、新たな事業を行い、平和行政の推進に努めた。 戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の体験を話すことができる人が少なくなっている。 岐阜空襲を記録する会と岩倉市の語り部の会と交流し、ふれ愛まつりにおける戦争資料展を開催した。 								
目標値	基本成果指標			単位		基準値			現状値			目標値		算出根拠
	平和活動の推進に満足している市民の割合			%		年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	
					H20	82.7	-	-	81.7	-	-	85.0	90.0	・市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容											
(1) 平和意識の高揚	平和事業を一つ以上認知している市民の割合	62.6% (H21)	-	54.8%	-	65.0%				○		
	平和コーナー開設中に市民から寄せられた折鶴の数	55,975羽 (H21)	46,669羽	48,345羽	50,821羽	60,000羽						
① 平和意識の高揚	戦争体験を風化させることなく平和の大切さを次世代に引き継いでいくため、広報紙やホームページを通じて核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を普及するなど、平和意識の高揚を図ります。また、平和祈念戦没者追悼式の継続など、地域と連携しながら多様な世代の参加による平和啓発事業を推進します。						平成27年度は、戦後70年及び岩倉市核兵器廃絶平和都市宣言から20年を迎える節目の年であったことから、これまで継続して行っていた核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨の普及や、平和祈念戦没者追悼式に加え新たな事業を行った。 3日間でのべ17名のボランティアが参加した千羽鶴の作成や、被爆樹木の苗木の植樹や平和に関するポスターの募集・展示、市民ふれ愛まつりでの戦争資料展の開催を行った。			戦後70年及び岩倉市核兵器廃絶平和都市宣言から20年を迎える節目の年に新たに行った事業を、来年度以降も継承する事業は実施していく必要がある。 また、戦後70年が経過し、戦争体験を風化させることなく、平和の大切さを引き継いでいくことが必要である。	平成27年度に行った新たな事業を継続していく。	○
(2) 子どもを対象とした平和学習の推進	小中学生平和祈念派遣団員数	14人 (H21)	14人	14人	14人	14人				○		
	被爆体験談等を聞く会参加者数	1,332人 (H21)	863人	853人	1,148人	1,300人						
① 子どもを対象とした平和学習の推進	原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、小中学生で被爆体験談等を聞く会を開催するとともに、小中学生を広島と長崎へ毎年交互に派遣するなど、学校教育における平和学習を推進します。また、国際的な視野を持って平和を考えるために、海外の紛争についても学ぶ機会を設けるよう努めます。						毎年、広島と長崎へ交互に小中学生を派遣している。 全小中学校において、被爆体験や戦争体験談を聞く会を実施している。 より多くの子供たちに戦争の悲惨さを知ってもらうために、新たに岩倉総合高等学校の生徒を対象に戦争体験談を聞く会を実施し、ふれ愛まつり時には一般の人も対象として実施した。			被爆体験者や戦争体験者の高齢化に伴い、体験談を話すことができる人が少なくなっている。	施策内容そのものは修正する必要はないが、一般の人を対象とした事業の充実や近隣自治体等と連携していく。	○
(3) 平和活動の継承	平和資料展入場者数	840人 (H21)	720人	730人	1,420人	1,000人				○		
	語り部の会会員数	7人 (H21)	4人	4人	4人	8人						
① 戦争関係資料の収集・保存	戦時下の生活における資料と原爆に関する写真パネルや広島・長崎の原爆資料の収集・保存を進めます。						8月の戦争資料展では、愛知・名古屋戦争に関する資料館と広島平和記念資料館から借用した戦争や原爆に関する資料及び平和首長会議による平和ポスターの展示を行った。 また、市民ふれ愛まつりでは愛知・名古屋戦争に関する			戦争関係資料の収集及び保存については一自治体だけで行うことは困難であるため、近隣自治体等との連携が必要である。	より多くの方に平和について考えていただくため、引き続き、戦争関係資料を活用した資料展等を実施していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
							資料館や岐阜市平和資料室、また市民の方からも資料を借用し、多くの方に平和について考えていただくことができた。			
② 語り部の発掘と後世に 伝承する組織づくり	戦争体験を話せる人が少なくなっていることから、後継者の育成と組織づくりを進めます。						昨年度に引き続き、岐阜市の岐阜空襲を記録する会と後継者育成について意見交換することができた。さらに、市民ふれ愛まつりでは、戦争の語り部として協力していただいた。	戦争体験者の高齢化に伴い、語り部を発掘することが困難になってきている。今後は戦争体験を語り継ぐ人材を育成することが課題となっている。 また、近隣自治体等との連携が必要である。	引き続き、岐阜空襲を記録する会と協力しあい、戦争体験を語り継ぐ人材を育成・発掘する取組を検討し、近隣自治体等と連携していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第5節 広報・広聴			責任者	所属	協働推進課				
基本施策	広報・広聴			総合計画書記載ページ	P231-233			(記入者)	氏名	小松 浩				
施策がめざす 将来の姿	●すべての市民が、必要な行政情報や地域情報を必要なときに受けることができるようになってい			基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・広報紙のリニューアルを行い、親しみやすく読みやすい広報紙となるよう努めた。また、行政情報をまとめた「暮らしの便利帳」を市内全戸に配布して、行政情報の周知を行った。ほっと情報メールでの情報提供とも合わせ、市民のニーズに合った情報提供の充実を図った。 ・タウンミーティング、いどばた広聴、市政モニター制度などで市民の意見を聴く機会を設けている。平成27年度は各行政区の区長を訪問し、各区が抱えている課題等を聴き、区長会で書面により進捗状況を回答した。これにより継続的な課題について共通認識を持つことができた。また、要望待ちではなく、課題を積極的に把握しに行く取組みができた。									
	●様々な場で市民と行政とのコミュニケーションが活発になり、市民の声が反映された市政運営が行わ													
	れています。													
目標値	基本成果指標			単位	基準値					現状値		目標値		算出根拠
	市政情報の提供に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	
					H20	83.2	-	-	78.8	-	-	85.0	90.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容											
(1) 広報の充実	広報いわくらを利用している市民の割合	79.4% (H20)	74.3%	-	-	80.0%					○	
	市ホームページを利用している市民の割合	16.5% (H20)	17.4%	-	-	20.0%						
① 広報いわくらの充実	親しみやすく読みやすい広報紙とするため、取材ボランティアや広報モニター制度を設け、身近なまちの話題を取り上げるなど、市民との協働による広報紙づくりに努めます。						広報モニターから提供を受けた記事・写真の掲載や、ジュニアレポーターによる取材・紙面づくりを行った。また、平成27年10月に広報紙のリニューアルを行い、市民がより多く紙面に登場するように改善した。			市民が広報紙の紙面作りに参加する機会が少なかった。	広報モニター制度を活用し、市民が広報紙の紙面作りに参加しやすい環境づくりに努める。	○
② 岩倉市ホームページの充実	ホームページの持つ即時性や豊富な情報量、容易に市外からも情報にアクセスできるなどの特性を生かし、まちの魅力を伝える情報や市民生活に役立つ市政情報を迅速かつ詳細に掲載します。						市政情報の迅速な情報提供に努めた。また、ホームページのリニューアルに向けて、検討部会を設置し、リニューアルのコンセプトを決定した。			ホームページで市の魅力や市政情報を効果的に発信していく必要がある。特に、急速に普及したスマートフォンへの対応が必要となっている。	ホームページのリニューアルを行い、誰にとっても使いやすく、シティブロモーションを意識した効果的な情報発信をしていく。	○
③ 多様な媒体による広報活動の推進	市民が知りたい情報とその効果的な提供方法を的確に把握しながら、携帯電話や地上デジタル放送、インターネット等多様な媒体や出前講座などを活用した行政情報等の提供に努めます。						行政情報をまとめた「暮らしの便利帳」を作成して全世帯に配布した。また、ほっと情報メール、タウン誌、NHKデータ放送、ケーブルテレビなどを活用して情報提供に努めた。			既存の媒体以外の情報提供について研究する必要がある。	情報提供の方法について、今後も新しい媒体を取り入れていく。	○
④ 情報格差の解消	高齢者や障害者にもやさしいホームページの作成に努めるとともに、多様な情報媒体を併用するなど、情報格差にも配慮した行政情報の提供に努めます。また、中高年向けのパソコン教室やインターネット講座の開催など情報教育の充実に努めます。						広報いわくら音声版を作成し、配布した。また、ホームページでも音声版を聞くことができるようにしている。広報いわくら拡大版を作成し、各施設に設置した。ホームページについてはウェブアクセシビリティの基準を設定し配慮しているが国際規格（JIS-X8341-3 2016）等級AAは満たしていない。			誰もが行政情報を取得しやすい環境を整えていく。 アクセシビリティについては国際規格（JIS-X8341-3 2016）等級AAを満たす必要がある。	手軽にインターネットに接続できる環境（無料WiFiスポット）の充実について研究する。ホームページのリニューアルを機にアクセシビリティについてよりいっそうの向上に取り組む。	○
(2) 広聴の充実	タウンミーティング開催回数	4回 (H21)	4回	4回	4回	10回					○	
	いどばた広聴参加者数	128人 (H21)	72人	35人	40人	200人						
① 直接対話方式の広聴活動の充実	市民本位の市政運営を進めるには、市民の声を直接把握することが重要であることから、従来の市政モニター制度のほか、市民の集まりに市長が出席するタウンミーティングや職員が出向くいどばた広聴の実施などによる広聴活動の一層の充実を図ります。						行政区、公益的団体からの申し込みによりタウンミーティングを行っている。また、平成27年度は区長を訪問し、各区が抱えている課題等を聴き、区長会で書面により進捗状況を回答した。これにより継続的な課題について共通認識を持つことができた。			幅広い世代、分野、団体と意見交換ができるようにタウンミーティングの周知や広聴活動の拡大を図る必要がある。	タウンミーティングの開催について周知を図る。また、行事等の機会を捉え広聴活動を展開する。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
② 市民意向調査の定期的な実施	幅広い市民ニーズと市政に対する評価の推移を的確に把握するために、市民意向調査を継続的に実施します。また、市や市政に対するより多くの意見を収集するために、インターネットを利用したアンケート方法等を検討します。						市民意向調査は、現状では5年に一度、市民の市政に対する評価や要望等を把握し、第4次総合計画の進捗管理及び改定の基礎資料を得るために実施しており、次回は平成30年度実施予定である。	市民意向調査は、総合計画策定の基礎資料となっているが、計画の策定年度と調査実施年度に乖離がある。得られた結果は、一部総合計画の指標として使用されているが、進捗管理のためには毎年度調査を実施すべきである。 また、調査客体及び事務負担の軽減の観点から、インターネットを利用した調査についても検討していく。	より正確に市民の意向を把握できるよう、適正な調査に努めるとともに、5年に一度の市民意向調査の間の4年間には、総合計画の指標となっている部分についてする簡易な調査を平成29年度から実施する。 また、インターネット回答の導入も検討していく。	○
③ 各種計画策定時における市民意見の反映	多くの市民の意向や提案を市政に一層反映させるため、計画等の策定の際にはパブリックコメントを実施するとともに、委員会や意見交換会、ワークショップなど市民の意見を反映するための多様な方法・機会を充実します。						各種計画策定時には、アンケート、審議会や委員会、パブリックコメントなどにより、市民の意見を聴く機会を設けている。平成26年度からは、検討委員会により審議会やパブリックコメントなどの市民参加手続きを定める市民参加条例の検討を行い、平成27年7月に検討結果を市長に提出した。その後、条例制定に必要な調整を進めている。	市民参加条例の策定後は、市民や職員に周知し、市民意見の反映を充実させる必要がある。	市民参加条例の策定後は、条例の周知に努めていく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第6節 情報公開・個人情報保護			責任者	所属	行政課			
基本施策	情報公開の推進			総合計画書記載ページ	P234-236			(記入者)	氏名	中村 定秋			
施策がめざす 将来の姿	●情報公開が充実し、市民から信頼される市政運営が行われています			基本施策 の実施状況・成果 [総括的評価]	・公文書目録の公開については、平成27年度中に平成26年度の公文書目録の公開を行った。 ・情報公開の推進のうち、市民参加手続における審議会等の会議の公開、パブリックコメントについては、市民参加条例に規定されたので、これに基づき実施していくこととなった。								
	●市が保有する個人情報の適正な保護が図られています。												
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠	
	個人情報漏えいによる被害報告件数			件	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H27
					H21	0	0	0	0	0	0	0	0

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 情報公開の推進	公文書目録のホームページでの公開	-	未実施	未実施	実施	実施				○
① 情報サロンの充実	市役所の情報サロンを市政情報の窓口として、その機能向上を図るため、提供情報の充実や公開文書の検索を容易にするなど、必要な行政情報が入手しやすい環境づくりに努めます。						市政情報の窓口として議会の議案や予算・決算の公表、広報いわくらの拡大版の設置、都市計画図や書籍の販売、各種チケットの販売を行った。また、パブリックコメント・各種行政情報に関する資料の閲覧や、パソコンによる市ホームページの検索が可能となっている。	情報の更新頻度を高め、より利便性の高い情報サロンにしていく必要がある。	常に新しい情報を取り入れるとともに、見やすく、利用しやすくするため配置を工夫する。	○
② ホームページを活用した情報公開	行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開していくための手段として、ホームページを活用した公文書目録の提供を実施します。						文書取扱規程に基づく文書の適切な管理を徹底するため、文書管理支援システムで起案することにより文書を登録し、各課の文書の管理状況について職員による巡回点検を実施した。起案した文書をシステムに登録することにより、公文書の適切な管理を徹底させることができた。また、平成27年度には、公文書目録をホームページで公開した。公文書目録を公開することで、ホームページを活用した情報公開を進めることができ、巡回点検により、各課の管理状況について比較・検討ができ、適正な管理の重要性を再認識させることができた。	公文書目録の公開のあり方について、引き続き研究する必要がある。	公文書目録の公開のあり方について、引き続き研究する。	○
③ 積極的な行政情報の提供	行政の透明化と市民の情報共有を図るため、情報公開請求に対する公開のみでなく、積極的な行政情報の提供に努めます。また、事務の効率化や文書管理システムの活用により情報公開請求事務の迅速化を図ります。						各種計画や条例案について、ホームページや情報サロンでパブリックコメントを実施し、市民から意見を聴取することができた。施策評価の結果や行政経営プランの実績や行政経営プラン推進委員会の評価結果などをホームページに掲載することができた。市民参加手続における審議会等の会議の公開、パブリックコメントについては、市民参加条例に規定されたので、これに基づき実施していくこととなった。	市民参加手続における審議会等の会議の公開、パブリックコメントについては、市民参加条例に手続が規定されたので、これに基づき実施していく必要がある。また、行政情報の提供の観点からは、市民参加条例に規定する審議会等以外についても会議録の公開についての手続を検討していく必要がある。	市民参加手続における審議会等の会議の公開、パブリックコメントについては、市民参加条例に手続が規定されたので、これに基づき実施していく。また、行政情報の提供の観点からは、市民参加条例に規定する審議会等以外についても会議録の公開についての手続を検討していく。	○
(2) 個人情報の保護										○
① 個人情報保護の徹底	本市が保有する個人情報を適切に保護するため、職員研修の実施などにより個人情報保護意識の向上を図るとともに、データの適切な管理や、そのための環境整備に努めます。						職員向けの個人情報保護研修は、主事級から主査級の職員22人が受講し、パート職員等向けの個人情報保護研修は、16人が受講し、新規採用職員向けの個人情報保護研修	平成28年2月に、情報システムの利用許可を得ている職員の不適切な行為（情報処理で不正と判断される行為）が確認された	研修等を通じ、個人情報の保護を徹底させ、さらなる職員の意識向上を	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
							<p>は11人が受講し、着実に個人情報の保護の重要性の理解促進に努めた。</p> <p>庁舎のLAN環境について、インターネットと住民基本台帳システムの利用環境を切り離し、物理的な対策を行った。</p> <p>データの適切な管理を行うための環境整備として、業務用パソコンや複合機の更新に合わせて職員個人単位で管理するICカードによる認証に切り替えるとともに、庁舎の入退室管理システムを導入し、時間外はICカードにより入退室を管理したことで、安全な運用ができています。</p>	<p>ため、今後はこのような行為を行われたいように対策する必要がある。</p>	<p>図る。</p>	
② 個人情報の適切な活用	<p>個人情報保護に対する誤った理解が、災害時の要援護者情報や平常時の福祉的個別支援情報といった各種重要施策の推進において必要不可欠な個人情報の活用を妨げることのないよう、個人情報保護制度の適切な運用に努めます。</p>						<p>災害時避難行動要支援者などの福祉分野において、岩倉市個人情報保護条例を遵守しながら名簿の作成及び管理を実施することができた。</p> <p>目的外で個人情報を利用する事務や外部への提供する事務を行う際には、情報公開・個人情報保護審査会に意見を求めていずれも了解を得られている。従って、個人情報保護条例により、適切に名簿の作成や管理を行っている。</p> <p>個人情報保護条例を改正し、マイナンバーを含む個人情報を「特定個人情報」とし、通常の個人情報よりも厳しい取扱いの規定をした。</p>	<p>特になし。</p>	<p>引き続き、個人情報保護条例に基づき事務を適切に行っていく。</p>	◎
③ 情報セキュリティ対策等の推進	「行政経営」の再掲 (P239)									

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第7節 行財政運営	責任者	所属	秘書企画課						
基本施策	1 行政経営	総合計画書記載ページ	P237-241	(記入者)	氏名	佐野 剛						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●総合計画の着実な進行管理とともに、行政評価システムの確立及び行政改革の推進により効率的・効果的な行政経営が行われています。 ●行政の情報化が進み、窓口サービス等の利便性が向上し市民サービスが充実しています。 	基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> ・行政経営プランに基づく行政改革の計画的な推進、指定管理者制度による施設管理や業務委託の実施による民間活力の導入、施策評価による総合計画の推進や行政評価の実施により、行政改革の推進が図れている。 ・行政評価システムを構築し、総合計画の進行管理を実施している。平成27年度は、行政評価の成果に基づき岩倉市第4次総合計画の中間年度に係る見直しを実施した。計画最終年度に向け、改訂された計画を踏まえながら進行管理を行っていく。 ・広域行政の推進については、消防通信指令事務の共同運用に係る事業は、計画どおり順調に進んでおり、平成28年度から運用開始に向けて、仮運用を開始している。また、2市3町広域行政研究会では、4つの部会での検討が成果に表れてきている。 									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠				
	効率的・計画的な市の行政経営が行われていると思う市民の割合	%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	・市民アンケートによる。
			H22	18.2	-	-	-	20.3	-	24.0	30.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 行政改革の推進	新行政改革計画の達成率	-	-	81.9%	-	50%				○
① 行政改革の計画的な推進	複雑化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、行政改革の指針となる計画を定め、計画的に行政改革を推進します。						行政改革の指針となる行政経営プランと同行動計画を平成23年度に作成し、翌年度から前年度の実績と当該年度の計画を行政経営プラン推進委員会に評価をいただき、行政改革推進本部からの指示を基に、PDCAサイクルを回すことで、行政改革の推進を図った。また、行政経営プランに掲げた目標の達成状況を把握するため、市民満足度調査を実施した。 行政経営プラン行動計画に掲げた項目は、計画当初は60項目であったが、平成27年度までに13項目を追加した。	行政経営プランの取組について、平成27年度までの計画期間中の実績及び効果の総括を行うとともに、新たな行政改革に関する計画を定める必要がある。	平成27年度の行政経営プランの計画期間終了に伴い、新たな行政改革を目指す計画を策定する必要がある。	○
② 民間活力の導入	公共サービスとしての役割や意義に十分留意しつつ、PFI※や市場化テスト※等による民間活力の導入を検討するとともに、市民活動団体などを含めた民間委託や指定管理者制度の導入・拡大を推進します。また、民間の経営努力の結果を活用するのみでなく、そのプロセスを取り入れた合理化・効率化を図ります。						民間委託等検討ガイドラインに基づき、一定の業務について民間活力の導入が実施されている。 平成27年度末時点で、施設管理については、総合体育文化センター、生涯学習センター、ふれあいセンター、希望の家、みどりの家の5施設を指定管理者制度による管理で、南部老人憩の家、市民プラザ等について民間委託により管理をしている。 業務委託については、一般廃棄物収集運搬業務、水道事業に係る検針徴収業務、配水施設等運転管理業務、市民活動支援センター運営業務等で行っている。 また、平成28年9月に給食開始予定の新学校給食センターでは、調理・配送業務の委託を予定している。	民間委託等検討ガイドラインの見直しが課題となっているが、PFI、市場化テストの実績はない。 また、公共施設等運営権等の制度についても検討し、適用可能な施設について検討していく必要がある。	民間委託等検討ガイドラインを、現在の社会情勢に合う形で見直していく。	○
(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進	基本計画目標数値達成率	-	-	32.6%	-	100%				○
	行政評価実施施策割合	-	-	100%	-	100%				○
① 総合計画の計画的な推進	行政評価と実施計画、予算編成が連動するシステムを構築し、総合計画の着実な進行管理を図ります。						総合計画の単位施策ごとに評価をする施策評価シートを作成し、平成23年度実施施策から行政評価システムを構築し、総合計画の進行管理を行っている。単位施策ごとに成果指標の達成度を把握し、個別施策ごとの評価を実施した。	実施計画や予算編成との連動については、時期や手法等に課題があり、検討が必要である。 また、総合計画が改訂され、計画の中間年度における達成度や、新たに設定し直さ	迅速な評価を実施し、実施計画や予算編成との連動を図っていくとともに、総合計画の改訂を反映し、計画の最終年度に	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容											
							また、平成27年度においては、総合計画改訂のため、実施が困難な施策等を洗い出し、継続・変更などの整理を実施した。 実施困難な施策を洗い出し、より現実的な成果指標に変更するなどにより、総合計画の推進をより現実的で実効的なものへと改訂することができ、着実な推進が図れるようになっている。	れた指標などの要素を考慮し、計画の最終年度に向けた進捗状況の管理をしていく必要がある。		向け、各目標の着実な達成が図られるよう、進捗管理を実施していく。		
② 行政評価の推進	総合計画に掲げた施策の目標達成度と効果を計るための行政評価システムの確立と的確な運用を図ることによって、PDCA サイクル※による効率的で実効性のある行政経営を推進します。また、評価結果の公表により行政の透明性を高めるとともに、より客観的な評価となるように外部評価の仕組みの導入を検討します。						平成23年度実施施策から施策評価を用いた行政評価システムを構築し、施策の進捗状況と総合計画に掲げた施策の目標指標の達成度について評価を行っており、単位施策ごとではあるが、PDCAサイクルによる施策の推進を図っている。平成27年度については、改訂計画策定のため、行政評価の中で、総合計画に掲げる施策について再検討した。 また、平成24年度実施施策から、ホームページで評価結果を公表している。		内部評価として実施しているが、実効性をより確保するため、外部評価について検討している。先進自治体の状況等を調査しているが、実施には至っていない。		改訂された総合計画を踏まえ、PDCA サイクルによる、より実効的な行政評価となるよう、運用していく。 また、行政の透明性を確保するために、外部の第三者委員会による評価が実施できるよう、検討していく。	○
③ 市民意向調査の定期的な実施	「広報・広聴」の再掲 (P233)											
(3) 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進	行政サービスのオンライン促進事業	19.6% (H21)	-	24.4%	-	25.0%				○		
① 行政の情報化推進	限られた財源や職員数という状況下で、効率性と迅速性、正確性を兼ね備えた業務を遂行するため、情報通信技術の積極的な導入と効果的な活用を図ります。						セキュリティ対策の観点から一時的にインターネットを他のネットワークからいったん切り離れた。端末を安全に共有するため、国の補助金を活用して仮想化技術の導入の補正予算を計上した。		住民情報ネットワークと行政情報ネットワークの分離についても今後実施する必要があるため、効率性・迅速性を損ねない方法を検討する必要がある。	常に最新技術や情報の収集を行い、時代のニーズに合った業務実施環境の構築に努める。	○	
② 情報セキュリティ対策等の推進	地方自治体としての適正なレベルで情報セキュリティを保持し続けるため、職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を徹底するとともに、技術の進歩に合わせたシステム・運用体制の強化を継続します。また、大規模災害などが発生し、情報通信機器やシステムに不足の事態が生じた際に迅速かつ確かな業務の応急措置・復旧が図れるようにするため、情報通信技術部門の業務継続計画（BCP）を策定します。						年金機構における個人情報流出等を踏まえ、インターネットを住民情報ネットワーク、行政情報ネットワークから物理的に切り離す措置をとった。		インターネットを利用できる環境がかなり制限されている状態となっているため、安全性と利便性を両立した環境を構築する必要がある。	国の示す自治体情報システム強靱性向上モデルを満たす環境を構築していく。また、職員に対し研修等を通じてセキュリティ意識の向上を図る。	○	
③ 公共施設の計画的な改修と有効活用	老朽化の進む公共施設の長寿命化を図るために、総合的かつ計画的な施設改修等を推進するとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図ります。						前年度に実施した公共施設現況調査のデータを利用し、本市が所有している公共施設のコストや老朽化などの情報、今後の施設の大規模改修や更新にかかる費用などをわかりやすく「見える化」し、今後の公共施設のあり方を検討する基礎資料として「岩倉市公共施設白書」を作成し、ホームページで公開した。 公共施設等総合管理計画では、所管部署からの意見集約と公共施設マネジメント推進に向けた庁内の意識向上・共通認識を図ることを目的に3回の研究会を開催した。また、職員の公共施設の問題への意識の醸成を図るため、先進自治体である焼津市の職員を講師として職員研修会を開催した。		平成28年度中に公共施設等総合管理計画を策定する必要がある。また、その後は将来的な公共施設の長寿命化計画及び再配置計画の策定を行う必要がある。		国から通知されている平成28年度までの公共施設等総合管理計画の策定、さらには、長寿命化計画又は再配置計画の策定に向け、作業を順次進めていく。	○
④ 窓口サービス等の充実	施設窓口では、わかりやすい、手続きのしやすい受付ができるように努めるとともに、市民生活における情報通信機器等の普及に合わせた質の高い市民サービスの提供を実現するため、費用対効果を考慮しながら、情報通信技術を活用した行政サービスのオンライン化に努めます。						マイナンバー業務の開始に合せ、多機能の発券機（番号札発券機）の表示画面を改修するとともに呼出表示を移設し、わかりやすく手続きしやすい受付とすることができた。 諸証明のコンビニ交付について費用対効果を含め研究を行ったが、引き続き研究していくこととした。		マイナンバー制度が始まり1件あたりの処理時間が増加している。また、証明窓口で相談を受けることも多くあり、順番を待っていただく時間も増えている。	証明窓口へ発券機の導入を検討するなど市民サービスの向上を図るための研究をする。今後も、市民目線でよりわかりやすく手続きのしやすい窓口となるように努める。	○	
(4) 分権型社会への対応											○	
① 行政執行能力の向上	地域の課題解決や創造的なまちづくりを進めていくために、職員の行政執行能力や政策形成能力の向上を図ります。						職員の行政執行能力や政策形成能力の向上を図るため、外部の研修機関等が実施する研修を積極的に受講させた。また、市独自でも研修や職員提案制度を実施した。		研修等に取り組み、職員の能力向上を図る必要がある。	引き続き、成果が短期間のうちに出るよう研修等を通じて、職員の育成	○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
									を図る必要がある。	
② 地方分権への対応	国や県からの権限移譲に対応できる組織体制の整備を図るとともに、地方分権や市町村合併など、地方自治制度のあり方についての研究を進めます。						<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律や愛知県事務処理特例条例により本市に権限移譲を受けた事務について、条例等の整備や県からマニュアルの提供を受けたことなどにより、適切な事務の移譲を行うことができている。</p> <p>地方自治制度のあり方については、県のセミナーなどに参加し研究を行っている。</p> <p>同程度の人口規模の他自治体と比べても、本市は積極的に移譲を受け入れている。</p>	<p>愛知県事務処理特例条例で移譲対象事務となっているものの、本市の事情により移譲を受けていない事務が一部存在する。</p> <p>また、地方自治制度について、本市は市町村合併の協議を行ったが整わなかった、今後の人口減少社会における基礎自治体のあり方等、引き続き研究していく必要がある。</p>	<p>地方分権の観点から、引き続き権限移譲を受け入れることは必要であると考え。一方で、単に受け入れを続けるだけでなく、県から職員を派遣してもらい、事務量に見合った組織を作ることなど移譲する事務に応じた事務能力を向上させることも必要である。</p>	○
③ 広域行政の推進	周辺自治体との連携により、広域的な課題解決に取り組むとともに、市民に周辺自治体の情報提供などを行い、市民サービスの向上に努めます。また、新たな広域的な共通課題が生じた際には、一部事務組合や広域連合といった事務の共同化などによる対応を適宜進めます。						<p>消防通信指令事務の共同運用に係る事業は、計画どおり順調に進んでおり、平成28年度から運用開始に向けて、仮運用を開始している。</p> <p>平成23年度に設置された愛知県東尾張地方税滞納整理機構に参加し、毎年職員を1名派遣しており、滞納整理のノウハウを学ぶとともに収納率の向上に努めている。</p> <p>平成23年度に2市3町広域行政研究会を設置し、様々な課題についての研究を行っている。協働部会では、平成28年2月に2市3町の交流をテーマに協働フォーラムを実施した。</p> <p>防災部会では、風水害時の迅速な初動体制に役立てるため、気象情報を企業から提供してもらい防災業務支援サービスの導入を検討した。</p>	<p>消防通信指令事務の共同運用開始後に消防の広域化についての検討が再開される予定である。</p> <p>平成30年度からの国民健康保険の県単位での広域化が決まったため、広域化に向けての協議が本格化することが想定され、適切に対応していく必要がある。</p>	<p>今後、広域での取組が一層重要となってくるため、情報収集に努め、検討を進めていく。</p>	○
④ 地域コミュニティの強化	「市民協働・地域コミュニティ」の再掲（P214）									

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第7節 行財政運営					責任者	所属	行政課		
基本施策	2 財政運営			総合計画書記載ページ	P242-244					(記入者)	氏名	中村 定秋		
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●税制について市民の理解が十分得られて、自主的な納税が行われています。 ●限られた財源を効果的に活用し、将来世代に過度な負担を残さない、健全な財政運営がされています。 			基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な財源の確保では、納税意識や収納率の向上に向けて、ホームページの税に関するページを全面的にリニューアルし、わかりやすい情報提供に努めるとともに、外国人サポート職員の配置、口座振替受付サービス、滞納整理機構への職員派遣、差し押さえ財産のオークションなどを実施した。 ・受益者負担の適正化に向けて、使用料等の見直しのため、検討部会を立ち上げ、関係部署によりコスト計算を実施した。その他の財源確保では、広告付案内地図の設置、未利用財産の土地の公売を実施した。国の補正予算による補助金等についても積極的に確保できた。 ・歳出の効率化では、実施計画に計上した事業を基本に予算を積み上げ、1件査定での予算編成を実施した。また、関連事業の集中実施や共同実施を行うとともに、基金、市債等の特定財源を活用し、将来負担を削減し、適正な予算執行に努めた。 ・財政健全化の取り組みでは、広報紙等により財政運営の透明性の確保と財政状況に関する説明責任を果たすとともに、今後は、新地方公会計の導入に向けた取り組みを実施していく。 									
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠		
					年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	
	実質公債費比率			%	H21	10.1	8.0	7.0	6.1	5.5	4.8	11.0以内	12.0以内	
	将来負担比率			%	H21	68.1	45.3	37.5	33.3	37.2	42.0	100以内	120以内	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 安定的な財源の確保	市税収納率	91.9% (H21)	93.8%	94.5%	95.5%	93.0%				◎	
① 納税意識の向上	税の仕組みや使い道、財政状況などを、広報紙やホームページ、まちづくり出前講座などを通して、わかりやすく、積極的に情報提供をすることによって、税に対する市民意識の向上を図ります。また、外国語の資料を作成するなど、在住外国人への周知・啓発に努めます。						平成27年12月に、ホームページの税に関するページを全面的にリニューアルし、わかりやすい情報提供に努めた。 引き続き、小学生を対象に租税教室を開催し、税に対する意識の向上を図った。 平成27年4月からポルトガル語を話すことができる通訳を雇用し、納税者に対して税への周知、啓発を強化した。		納税者、外国人ともに複雑な税の仕組みをわかりやすく伝えるかが課題であり、提供する情報の質を上げていく必要がある。	他市の広報紙、ホームページを参考に研究に努める。	◎
② 収納率の向上	納税者の利便性の向上を図るため、口座振替制度の利用を奨励するとともに、市税のコンビニエンスストア収納を実施するなど、納税機会の拡大に努めます。また、自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、徹底した調査の上、財産の差押えを執行し、インターネット公売等により効率的な換価を行います。						平成27年4月からポルトガル語を話すことができる通訳を配置し、外国人滞納者に対し、通訳、電話催告及び文書翻訳などを行い徴収体制の強化を図った。 平成27年10月から国民健康保険税の口座振替については、口座振替受付サービスを導入し、手続等の効率化を図った。平成28年4月からは市税へ拡充する。 借入金の返済で困っている滞納者に対し、弁護士と連携し、過払金を徴収し、納税に繋げる仕組みを整えた。 愛知県東尾張地方税滞納整理機構に職員1名を派遣し、高額滞納事案の滞納整理や、徴収に関するノウハウを学んだ。 毎月第3日曜日に休日納付窓口を開き、納税者の利便性を図るとともに、初期滞納者の早期対応を目的に月1回の夜間電話催告を実施した。 滞納者の自宅等の搜索を平成27年度は年3回実施し、搜索で差押えた財産を官公庁オークションに出品して換		収納率向上のため、新たな収納方法について、費用対効果等を考慮し、導入の検討を行う必要がある。 収納率向上のためには、組織として滞納整理のノウハウを伝承する必要があり、県の支援制度の活用や新たな任用等を通じ、徴収体制の強化を検討する必要がある。	収納率の向上と収入未済額の縮減に向けて、引き続き取り組む。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							価を行い、滞納税へ充てた。				
③ 受益者負担の適正化	必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応益割と応能割の考え方によって低所得者や障害者等への配慮をしながら使用料・手数料、負担金等の適正化に努めます。						平成27年8月に、施設の使用料等の見直しに向けて関係部署による使用料等適正化検討部会を立ち上げ、先進事例の紹介、コスト計算の方法等について検討した。関係部署により各施設等のコスト計算を実施し、11月にヒアリングを実施した。		岩倉市使用料等の見直し指針を策定し、関係部署により見直し作業を実施し、見直し料金の設定、パブリックコメント、条例改正、市民周知・広報等を実施していく必要がある。	平成29年4月からの消費税にあわせ、使用料等の見直しを実施する。	◎
④ その他の財源確保	収入増をめざし、未利用財産の有効活用・売却や有料広告などによる新たな財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の積極的な活用に努めます。						平成27年度は、岩倉駅の地下連絡道に新たに広告付案内地図の設置を実施した。また、未利用財産では、前年度売却できなかった土地の公売を実施した。国の補正予算による補助金等についても積極的に確保できた。		自発的な未利用財産の有効活用・売却が必要である。有料広告について、増やしていくための方策が必要である。	引き続き、収入増をめざし財源確保に取り組む。	◎
(2) 歳出の効率化	経常収支比率	90.0% (H21)	84.3%	84.5%	80.9%	88.0% 以内				○	
① 「選択と集中」による予算執行	「選択と集中」を念頭に市民意向と費用対効果を多角的に検討し、現在だけでなく将来にも責任ある計画的な予算を編成します。部局間の情報交換や連携を積極的に行い、関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算執行に努めます。						予算編成は、実施計画に計上した事業を基本に予算を積み上げて、1件査定を実施した。関連する事業の一本化については、新たに遊具点検委託業務を実施した。基金等の特定財源を活用し、将来負担を削減した予算編成とした。予算執行についても適正に実施した。		今後は、公共施設の老朽化への対応にあたり、市債残高の増加が見込まれるため、計画的な予算の執行に努める必要がある。	引き続き、適正かつ厳格な予算の執行に努める。	○
② 財政健全化への取組	市の財政状況を客観的に認識するため、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行うなど、健全な財政運営に努めるとともに、財政運営の透明性の確保と財政状況に関する説明責任を果たします。						財政状況の公表について、広報紙の決算状況報告では、総合計画に沿った説明や健全化判断比率の報告など、よりわかりやすい掲載に努めた。		平成28年度決算からは、新地方公会計(統一的な基準)での公表が必須となってくるため、固定資産台帳の整備やシステム導入、財務書類の作成などへの対応が必要となってくる。	新地方公会計の導入により資産・負債のストック情報や現金主義の会計制度では見えにくいコストが把握できるようになり、その情報を公表することで、分かり易く透明性のある情報の公表に努める。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第7節 行財政運営			責任者	所属	秘書企画課				
基本施策	組織・人事マネジメント			総合計画書記載ページ	p 245-247			(記入者)	氏名	佐野 剛				
施策がめざす 将来の姿	●能力と実績に応じた人員配置と柔軟な組織体制で、市民サービスが向上しています。			基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・組織・機構の再編に基づき、職員配置を行うことができた。 ・広報・企業誘致・シティプロモーション・住宅施策の担当職員をまちづくり政策推進担当として併任辞令を発令し、共通の理念及び目標に向け、積極的に取組みの推進を図った。 ・市職員研修計画に基づき、市独自研修や派遣研修を実施した。									
	●地域の課題を発見し、解決する能力を持った市民に信頼される職員が多くなっています。													
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠			
	職員の対応に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	・市民アンケートによる
					H22	62.5	-	-	-	71.2	-	65.0	70.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 弾力的な組織体制の構築											
① 行政需要等に応じた組織・機構の再編	地方分権の進展や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民にわかりやすい組織づくりを行います。						組織・機構検討委員会を経て、子どもに関する組織の一元化、市民活動支援の重点化等市民ニーズに応える市民が利用しやすい組織をスタートすることができた。 また、本市が将来にわたって個性豊かな魅力あるまちでありつづけられるよう、広報・企業誘致・シティプロモーション・住宅施策の4つの施策をまちづくり政策と位置付けるとともに、7人の職員に対して併任辞令を発令し、共通の理念及び目標に向け、積極的に取組みの推進を図った。		市民ニーズの多様化に伴う新たな行政課題を把握していく必要がある。	引き続き、市民ニーズに即した組織運営を図っていく。	○
② プロジェクトチームの活用	総合的な視点から検討することが必要な行政課題については、組織や機構の枠を越えたプロジェクトチームを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組みます。						平成27年度は4つのプロジェクトを編成し課題解決に取り組んだ。 政策創造研究プロジェクトは、プロジェクトメンバーを2つの部会に分け、それぞれの担当課を交えて議論することで、より具体的で実現可能な施策の提案を行った。 企業誘致プロジェクトは、本市の産業振興及び市民生活の向上に資することを目的として、市内全域における企業活動の誘致や既存企業が事業拡充をするための奨励措置の検討を行った。 広報リニューアルプロジェクトは、広報紙を幅広い年代の人に手にとって読んでもらえるよう、平成26年度から引き続き検討を重ね、平成27年10月1日号からリニューアルを行。		組織や機構の枠を超えた行政課題を把握するとともに、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、その課題解決に向けての協議・研究を行う必要がある。	引き続き、プロジェクトチームを活用していく。	○
(2) 適正な人事管理の推進											
	定員適正化計画の見直し	-	実施	実施	実施	実施				○	
	定員適正化計画目標数値達成率	100.0%(H21)	100.0%	99.7%	98.1%	100.0%				○	
① 職員定数の適正化	職員の能力に応じた適切な配置を行いながら、定員適正化計画に基づき、バランスのとれた計画的な職員採用を行います。						組織・機構の再編に基づき、職員配置を行うことができた。 また、自己申告書を適正な人事管理を行う基礎資料として活用するため、職員がそれぞれの仕事や職場環境に対する意見及び希望等を申告するものに改善し、全職員から提		中期的な職員定数の方向性を定める定員適正化計画の作成や類似団体との比較・検討や組織体制の見直しを行いながら、適正な定員管理を継続的に取り組んでいく必要がある。	引き続き、適正な定員管理を継続的に取り組むとともに、不足する職員数の採用を行っていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
							出させることにより、異動希望など人事関係の重要な資料とすることができた。			
② 多様な任用制度の活用	再任用制度や社会人採用制度の積極的な活用により知識と経験を有する人材を確保するとともに、庁内公募制など職員の意欲向上と組織活性化のための任用制度を導入することなどにより、人的資源の有効活用を図ります。						知識と経験を有する再任用職員を17人採用した。	高い専門性やノウハウを持つ職員が定年退職を迎え、行政サービスが低下しないよう再任用制度の一層の活用と計画的な職員採用を行う必要がある。 また、社会人採用制度や庁内公募制は実施できなかったため、引き続き検討を行う必要がある。	専門性の必要な分野における任期付職員や社会人経験者の採用について、引き続き検討していく。	○
(3) 職員の能力開発	職員提案の応募数	20件(H21)	23件	25件	56件	50件				○
① 人材育成基本方針の策定	職員に求められる能力・知識と将来めざすべき職員像を明らかにし、その総合的な取組の指針とする人材育成基本方針を策定します。						職員に求められる能力、意識、目指す職員像（職員としての使命と責任を持ち、自ら考え挑戦する職員）を掲げ、職員の能力開発の指針となる人材育成基本方針を平成26年度に策定した。	なし	人材育成基本方針について、その取組状況などを随時検証していく。 また、人材育成を実効あるものとするためには、単に研修を充実・実施するだけでなく、職場における様々な場面で人材育成のために活用していく。	◎
② 人事管理システム(人事評価システム)の構築	組織目標と連動した個人目標の設定と個人の意欲や能力、成果を重視した目標管理制度を導入し、人材育成と関連付けながらマネジメントサイクルに基づく人事管理を進めます。						職員一人ひとりが、組織の目標や方針を受け、自ら業務目標を設定し、その達成に向けて仕事に取り組む目標管理制度を全職員が実施している。その他、管理職員は、公正な人事管理の確立と職員の資質向上並びに意識の改革を図ることを目的に能力評価を、また一般職員は、業務遂行に対する意欲等を基に評価を実施している。	地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月から人事評価制度を導入する。 新法上、人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価（能力評価）と職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価（業績評価）の2つの方法により行う必要がある。	透明性と公平性が確保された公正な評価と、より客観性と信頼性が高い人事評価制度を構築する。	○
③ 職員研修等の充実	人材育成の基本的な手法であるOJTを中心として、階層別・専門研修などのOff-JTを積極的に進め、政策形成能力や専門能力等、職員一人ひとりの資質の向上に努めるとともに、業務改善運動等を通じて職員・組織の改革意識やチャレンジ精神の向上を図ります。また、国、県等との多様な人事交流を進め、広い視野と専門知識を持った職員の育成に取り組めます。						市職員研修計画に基づき市独自研修（980人）の実施、及び研修機関等が実施する研修（154人）に職員を派遣し、延べ1,134人の職員が研修を受講した。受講後は、受講報告書やアンケート等の提出により研修効果を測定した。 業務改善運動は、35チームが取組を実施し、発表会には市議会議員や区長への参加を呼びかけ115人の来場者であった。 また、職員提案制度は、課題に対する提案を募集する内容を追加したことにより、56件の提案があった。	目指す職員像となるよう、自治体職員として求められる人材を育成するために、「職場研修」や「職場外研修」を実施する他、職員一人ひとりが、自己の能力の開発・向上のために主体的に学習する「自己啓発」の3つを連携させ、より効果的かつ実践的な研修を継続実施し、充実を図っていく必要がある。	引き続き、市職員研修計画に基づき研修を実施し、長期的かつ総合的な観点から人材育成に取り組んでいく。	○